

林業成長産業化促進対策事業実施要領

	平成 28 年 7 月 8 日
	8 林第 415 号
改正	平成 29 年 11 月 28 日
	9 林第 741 号
改正	平成 30 年 5 月 31 日
	30 林第 457 号
改正	平成 30 年 7 月 30 日
	30 林第 592 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日
	3 林第 174 号
改正	令和 4 年 1 月 18 日
	4 林第 21 号
改正	令和 4 年 4 月 19 日
	4 林第 194 号
改正	令和 5 年 6 月 26 日
	5 林第 371 号
改正	令和 6 年 5 月 2 日
	6 林第 293 号
改正	令和 7 年 8 月 26 日
	7 林第 458 号
改正	令和 7 年 10 月 30 日
	7 林第 552 号
改正	令和 8 年 3 月 25 日
	8 林第 155 号
最終改正	令和 8 年 9 月 9 日
	8 森第 367 号

(趣旨)

第 1 林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱（昭和 56 年 10 月 21 日付け 6 林第 2085 号。以下「府要綱」という。）により補助金の交付を受けて実施する林業成長産業化促進対策事業（以下「事業」という。）については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）、

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野長官通知。以下「国 TPP 運用」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知。以下「国循環成長対策実施要領」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

（事業内容及び採択基準）

第 2 府要綱別表 1 に定める事業種目毎の内容と採択基準は別表 1 のとおりとする。

（補助金の算出）

第 3 府要綱第 2 条に定める補助金の額は、別表 2 に定めるところにより算出するものとする。

（事業実施計画）

第 4 事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、別記第 1 号様式により年度別事業実施計画書を作成し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（予算の割当）

第 5 知事は、第 4 により提出のあった事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）が別表 1 に掲げる採択基準を満たし、事業種目毎の事業量及び事業費等が適切に計上されていると認めるときは、予算総額の範囲内で事業実施主体への予算の割当を行うものとする。

（事業実施計画の変更）

第 6 交付決定後に、事業実施計画の変更を申請する事業実施主体は、第 4 に準じて行うものとし、知事の変更割当については第 5 に準じて行うものとする。

（申請の委任）

第 7 補助金の交付申請又は受領について、国 TPP 運用の別表 1 の I の 3 の i の（2）の③のウ又は国循環成長対策実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 の（2）の⑥のイにより事業主体の委任を受けて行う者（以下「代理申請者」という。）は次のとおり行うものとする。

(1) 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業実施主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにすること。

(2) 代理申請者は、受領した補助金を、知事が交付に当たって示した内訳に従い、全額を事業実施主体に支払うものとする。

ただし、直接、事業に関係ある経費で、次に掲げる経費については、事業実施主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

ア 補助金事務取扱手数料

イ 当該事業に使用した事業資材等の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターが行うものをいう。）の加入に要する経費

エ 申請に係る事業実施主体が複数である場合の事業の実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業実施主体が負担することを合意しているもの

(3) 代理申請者は、(2)のアの補助金事務取扱手数料として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費に限り、事業実施主体から支払いを受けることができるものとする。

（事業の着手）

第8 事業実施主体の事業着手は、補助金の交付決定日以降とする。ただし、やむを得ない事情があり、事業計画を提出し、事業費の割当を受け、補助金の交付決定前に事業の着手を行おうとする場合は、着手を予定する日の1週間前までに別記第2号様式により知事に提出するものとする。

（検査）

第9 規則第14条第1項に規定する現地調査等は、森林整備事業検査要領（昭和49年6月24日付け9林第494号。以下「検査要領」という。）の検査に準じて行うこととする。ただし、検査要領の第5条による検査調書については、別記第3号様式を用いることとする。

2 1の規定に関わらず、別表1の1の間伐対策事業（TPP型）の項に定める（4）先進的な林業機械等の整備（素材生産型又は造林保育型）、同表の2の間伐対策事業（林業・木材産業循環成長対策型）の項に定める（3）林業機械作業システム整備（素材生産型又は造林保育型）、同項に定める（4）コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等又は普通苗生産基盤施設等）、同表の4の効率化施設整備、同表の6の先進的な林業機械等の整備（花粉削減

型) 及び同表の 7 の民間事業者による苗木増産の支援(花粉削減型)については、林業・木材産業等振興施設整備交付金事業検査実施要領(昭和 57 年 6 月 21 日付け 7 林第 1157 号)の検査に準じて行うこととする。

(事業の推進)

第 10 知事は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業推進体制を整備するとともに、市町村長に必要な助言を求めるなど、市町村及び関係団体と密接に連携し、普及、啓発、指導に当たるものとする。

(指導等)

第 11 知事は、事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(書類の提出)

第 12 この要領により知事に提出する書類は、特に定めるもののほか正本 1 部とし、事業実施地域を所轄する広域振興局の長(京都市、長岡京市、向日市及び大山崎町にあっては京都林務事務所長)に提出するものとする。

(その他)

第 13 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則(平成 29 年 11 月 28 日 9 林第 741 号)

改正後の本要領は、平成 29 年度事業から適用する。

附則(平成 30 年 5 月 31 日 30 林第 457 号)

改正後の本要領は、平成 30 年度事業から適用する。

附則(平成 30 年 7 月 30 日 30 林第 592 号)

改正後の本要領は、平成 30 年度事業から適用する。

附則(令和 3 年 3 月 31 日 3 林第 174 号)

この要領は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附則(令和 4 年 1 月 18 日 4 林第 21 号)

この要領は、令和 4 年 1 月 18 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附則(令和 4 年 4 月 19 日 4 林第 194 号)

この要領は、令和 4 年 4 月 19 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附則(令和 5 年 6 月 26 日 5 林第 371 号)

この要領は、令和 5 年 6 月 26 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附則 （令和 6 年 5 月 2 日 6 林第 293 号）

この要領は、令和 6 年 5 月 2 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附則 （令和 7 年 8 月 26 日 7 林第 458 号）

この要領は、令和 7 年 8 月 26 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附則 （令和 7 年 10 月 30 日 7 林第 552 号）

この要領は、令和 7 年 10 月 30 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附則 （令和 8 年 3 月 25 日 8 林第 155 号）

この要領は、令和 8 年 3 月 25 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附則 （令和 8 年 9 月 9 日 8 森第 367 号）

この要領は、令和 8 年 9 月 9 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業名及び事業種目	事業内容・補助対象経費	採択基準
1 間伐対策事業 (TPP 型) (1) 間伐材の生産	・ 不用木の除去（侵入竹を含む） ・ 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） ・ 支障木やあばれ木等の伐倒 ・ 造材、集材、搬出集積、積込 ・ その他附帯施設整備（間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等）の実施	1 事業実施主体は、間伐材の生産を行う全ての施行地（1 施行地に複数の事業実施箇所が含まれる場合は全ての箇所）において間伐材の搬出を実施するものとし、知事が作成する体質強化・花粉削減計画（以下「体質強化計画」という。）の第 14 の別添様式 7 の 5 の原木供給先施設名に記される木材加工流通施設へ間伐材を供給すること。 2 森林法（昭和 26 年法律第 69 号）第 11 条に規定する森林経営計画対象森林（以下「森林経営計画対象森林」という。）において、本事業を当該森林経営計画に基づき実施する場合は、当該計画に基づき実施すること。ただし、森林経営計画が作成されていない森林で実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 原則、過去 5 年以内に国庫補助事業により除伐、保育間伐、間伐及び更新伐（以下「間伐等」という。）を実施していない森林で実施すること。 4 1 施行地（原則として、接続する区域とする。以下同じ。）の面積は、0.1ha 以上であること。 5 事業を実施する面積の過半から間伐材を搬出すること。 6 事業を実施する 1 施行地において 20 m³/ha 以上の間伐材を搬出すること。なお、間伐材を搬出せずに、関連条件

		整備活動の資材等として林内で活用する場合は、当該間伐材の材積は、搬出材積としては取り扱わない。 7 不良木の淘汰を実施する場合は育成しようとする樹木の立木本数のおおむね20%以上を伐採して搬出すること。 8 市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意すること。また、森林経営計画で定める施業の方法に即して実施すること。 9 本事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内は転用又は全面伐採除去を行わないこと。
(2) 里山林の整備	・不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。） ・不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） ・支障木やあばれ木等の伐倒 ・造材、集材、搬出集積、積込 ・その他附帯施設整備（間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等）の実施 ・松枯れ又はナラ枯れ被害地においては、これらのほか、薬剤処理費、破碎費、地拵え費、苗木代及び植付け費	1 事業実施主体は、間伐材の生産を行う全ての施行地（1施行地に複数の事業実施箇所が含まれる場合は全ての箇所）において間伐材の搬出を実施するものとし、知事が作成する体質強化計画の第15の別添様式8又は第16の別添様式9の第7の里山林の整備による原木供給先施設名に記される施設へ間伐材を供給すること。 2 森林経営計画対象森林において、本事業を当該森林経営計画に基づき実施する場合は、当該計画に基づき実施すること。 3 原則、過去5年以内に国庫補助事業により間伐等を実施していない森林で実施すること。 4 1施行地の面積は、0.1ha以上であること。

		5 事業を実施する面積の過半から間伐材を搬出すること。 6 事業を実施する1施行地において20 m³/ha以上の間伐材を搬出すること。なお、間伐材を搬出せずに、関連条件整備活動の資材等として林内で活用する場合は、当該間伐材の材積は、搬出材積としては取り扱わない。 7 不良木の淘汰を実施する場合は育成しようとする樹木の立木本数のおおむね20%以上を伐採して搬出すること。 8 市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意すること。また、森林経営計画で定める施業の方法に即して実施すること。 9 本事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内は転用又は全面伐採除去を行わないこと。
(3) 関連条件整備活動	・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ・森林作業道の整備 ・野生鳥獣による森林被害防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣被害防止施設等の整備、その他（造林地の保全を目的とした下層植生の誘導、小規模で簡易な排水工等）の実施	1 事業名及び事業種目欄の1の(1)又は(2)の間伐材の生産と一体的に実施するものであること。 2 森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林152号。以下「府作設指針」という。）の基準を満たすこと。 3 野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で鳥獣被害防止施設として防護柵を設置する場合は、簡易な工作物とし、保

		護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。
(4) 先進的な林業機械等の整備（素材生産型又は造林保育型）	先進的な林業機械等の導入	1 体質強化計画に基づき実施する先進的な林業機械等の整備であること。 2 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。 3 1事業費は、おおむね 500 万円以上であること。ただし、造林保育型においてヘッドのみを導入する場合又は林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、おおむね 100 万円以上であること。 4 素材生産型については、素材生産量又は素材生産性の目標が、原則として京都府林業・木材産業構造改革プログラムの目標数値の伸び率以上であること。 5 造林保育型については、導入機械に応じて地拵え若しくは下刈りに要する ha 当たりの人工数の目標又は苗木運搬に要する苗木 1,000 本当たりの人工数の目標が、原則として知事が別に定める目標数値以下であること又は目標数値の縮減率以上であること。 6 素材生産型については、事業実施主体は、地域の原木供給対策のための協議会に参画若しくは参画している者と連携して事業を実施しており、林野庁が作成する「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平

		成 18 年 2 月 15 日公表（以下「合法木材等ガイドライン」という。）） 3 により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 7 素材生産型については、事業実施主体は、施業集約化等に取り組み、年間 3,000 m³以上の素材生産量を達成若しくは達成できることを計画していること。 8 素材生産型については、導入機種を選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。
2 間伐対策事業 （林業・木材産業循環 成長対策型） （1）間伐材の生産	事業名及び事業種目欄 1 の（1）の間伐材の生産の事業内容に準ずる。	1 路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 林整整第 713 号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は効率的施業区域内において実施すること。 2 事業実施主体は、間伐材の生産を行う全ての施行地（1 施行地に複数の事業実施箇所が含まれる場合は全ての箇所）において間伐材の搬出を実施すること。 3 森林経営計画対象森林において、本事業を当該森林経営計画に基づき実施する場合は、当該計画に基づき実施すること。ただし、森林経営計画が作成されていない森林で実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。

		4 原則、過去5年以内に国庫補助事業により間伐等を実施していない森林で実施すること。 5 1 施行地の面積は、0.1ha 以上であること。 6 事業を実施する面積の過半から間伐材を搬出すること。 7 事業を実施する1 施行地において20 m³/ha 以上の間伐材を搬出すること。なお、間伐材を搬出せずに、関連条件整備活動の資材等として林内で活用する場合は、当該間伐材の材積は、搬出材積としては取り扱わない。 8 不良木の淘汰を実施する場合は育成しようとする樹木の立木本数のおおむね20%以上を伐採すること。 9 市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意すること。また、森林経営計画対象森林に該当する場合は、森林経営計画で定める施業の方法に即して実施すること。 10 本事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内は転用又は全面伐採除去を行わないこと。
(2) 関連条件整備活動	事業名及び事業種目欄の1の(3)の関連条件整備活動の事業内容に準ずる。	1 事業名及び事業種目欄の2の(1)の間伐材の生産と一体的に実施するものであること。 2 森林作業道の整備及び鳥獣被害防止施設等の整備につ

		いては、事業名及び事業種目欄の1の(3)の関連条件整備活動の採択基準2及び3に準ずる。
(3) 林業機械作業システム整備（素材生産型又は造林保育型）	事業名及び事業種目欄の1の(4)の先進的な林業機械等の整備の事業内容に準ずる。	1 事業名及び事業種目欄の1の(4)の先進的な林業機械等の整備の採択基準2及び4に準ずる。 2 1事業費は、おおむね500万円以上であること。ただし、造林保育型において、ヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、おおむね100万円以上であること。 3 造林保育型については、受益範囲において、地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数の目標又は苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数の目標が、原則として知事が別に定める目標数値以下であること又は目標数値の縮減率以上であること。ただし、新たに造林事業を開始する者で人工数の現状値がない場合は、知事が別に定める目標数値の1.2倍（小数点以下第2位を四捨五入）を現状値とする。 4 素材生産型については、事業実施主体は、合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 5 素材生産型については、次のa又はbのいずれかの要件を満たす者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う先進的な林業機械の導入であるこ

と。

a 年間 3,000 m³以上の素材生産実績を有すること。

b 機械導入の翌年度までに 3,000 m³以上の素材生産量を達成できること。

6 素材生産型については、協定等により出荷先が確保されていること。

7 造林保育型については、機械導入の翌年度までに次の a から c に掲げる要件のすべてを満たすこと。

a 地拵えについては、1 ha の実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全整備事業単価通知」という。）において定める地拵え（刈り払い機）の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

b 下刈りについては、1 ha の実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める下刈り（全刈り）の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

c 苗木運搬については、1,000 本運搬するのに要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める苗木運搬の作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

8 事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末ま

		でに受けること。なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りではない。 9 素材生産型については、導入機種の選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。
(4) コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等又は普通苗生産基盤施設等）	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	1 コンテナ苗生産基盤施設等については、事業実施主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間1万本以上であること。ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間1万本以上に達する計画とすることができる。 2 コンテナ苗幼苗生産高度化施設等については、整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうちおおむね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。 3 普通苗生産基盤施設等については、次に掲げるa及びbを満たすこと。 a 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。 b 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内における普通

		苗生産目標量が現状値以上であること。 4 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。 5 1事業費は、おおむね 50 万円以上であること。 6 種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機による選別種子利用者数とし、5 戸以上であること。
3 路網整備・機能強化 （林業・木材産業循環 成長対策型） （1）林業専用道（規格相 当）の整備	・作設（A、B 及び C 区分） ・補強 ・点検診断 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・その他	1 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線であり、かつ、集約化構想の作成等、森林の集積・集約化に資することが確実と見込まれる箇所において実施すること。ただし、点検診断においては、生産基盤強化区域又は効率的施業区域内の林業生産基盤整備道等を通し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域及び効率的施業区域外の林道施設も対象とする。 2 計画、測量、設計、施工等において、ICT を活用して実施するものを対象とする。 3 継続的に使用され、かつ、京都府林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け 3 森第 252 号。）の基準を満たすこと。 4 原則として、本体工事については外部に発注すること。

(2) 森林作業道の整備	・作設 ・補強 ・その他	1 事業名及び事業種目欄の3の(1)の林業専用道(規格相当)の整備の採択基準1に準ずる。 2 事業名及び事業種目欄の3の(1)の林業専用道(規格相当)の整備の採択基準2に準ずる。 3 間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設すること。 4 継続的に使用され、かつ、府作設指針の基準を満たすこと。
(3) 林道等の機能強化	1 機能強化(単独型) ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害対策 ・ずい道改良 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・舗装及び路面工 ・調査設計 ・現場技術業務委託 ・その他 2 機能強化(一体型) ・防護施設 ・交通安全施設 ・調査設計	1 選定経営体による間伐、人工造林等が計画されている生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域の区域内に設置されている又は生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域と製材工場等を結ぶ既設の林道、林業専用道、林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)を対象とする。 2 林道・林業専用道については、地域森林計画に記載されているものを対象とする。 3 林業専用道及び林業専用道(規格相当)については、事業名及び事業種目欄の3の(1)の林業専用道(規格相当)の整備の採択基準3に準ずる。 4 事業名及び事業種目欄の3の(1)の林業専用道(規格相当)の整備の採択基準4に準ずる。

	・現場技術業務委託 ・その他	5 林野庁インフラ長寿命化計画に係る個別施設計画に位置付けられた長寿命化対象施設は対象外とする。 6 機能強化（単独型）の改良効果指数は 0.9 以上であること。 7 機能強化（単独型）の利用区域内森林面積等 （１）林道については、利用区域内森林面積が 50ha（振興山村又は過疎地域にあっては、30ha）以上であること。 （２）林業専用道については、利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10ha 以上であること。 8 機能強化（単独型）の事業費 （１）林道 ア 1箇所につき（舗装以外） 40 万円以上 900 万円未満 イ 1路線につき（舗装） 40 万円以上 2,400 万円未満 （２）林業専用道、林業専用道（規格相当） ア 1箇所につき（舗装以外） 40 万円以上 200 万円未満 イ 1路線につき（舗装） 40 万円以上 200 万円未満 9 機能強化（一体型）については、自然災害の激甚化、木
--	---	---

		材生産量の増加等を踏まえ、林業専用道（規格相当）の開 設と一体的に実施するものを対象とする。
（４）森林作業道の機能 強化	・切土 ・盛土 ・簡易構造物の設置 ・排水施設の設置 ・その他	1 選定経営体による間伐、人工造林等が計画されている生 産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含 まれる既設森林作業道を対象とする。 2 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行す ることが必要な同一路線内の事業費をいう。）は、おおむ ね 20 万円以上とする。
（５）林業専用道（規格相 当）の復旧	・路体 ・法面 ・擁壁 ・排水施設 ・附帯施設等の復旧 ・調査設計 ・現場技術業務委託 ・その他	1 林業専用道（規格相当）として適切に管理されているこ とが台帳で確認できる路線であって、事業実施年度を含む過 去 3 箇年以内に、降雨、暴風、こう水、高潮、地震、その他 の異常な天然現象により生ずる災害によって被災したと認 められるものを対象とする。 2 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部 が含まれる林業専用道（規格相当）を対象とする。 3 事業名及び事業種目欄の 3 の（１）の林業専用道（規格 相当）の整備の採択基準 3 に準ずる。 4 事業名及び事業種目欄の 3 の（１）の林業専用道（規格 相当）の整備の採択基準 4 に準ずる。 5 1箇所の事業費は、40 万円以上とする。
（６）機械器具の整備	・レーザ計測機器整備 ・路網線形設計支援ソフト整備	1 事業名及び事業種目欄の 3 の（１）の林業専用道（規格 相当）又は（２）の森林作業道の整備と一体的に行う機械

	・ 3次元設計ソフト整備	器具の整備を対象とする。 2 左記の機械器具等の購入又は賃借料、それらの運送料に係る費用を対象とする。
(7) 関連条件整備活動	・ 対象森林の調査 ・ 森林所有者の同意取付け ・ その他	1 事業名及び事業種目欄の3の(1)から(5)のいずれかと一体的に実施するものであること。
4 効率化施設整備 (林業・木材産業循環成長対策型) (1) 効率化作業基地整備 (2) 林業生産施設装置	効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために必要な施設の整備	1 事業名及び事業種目欄の1の(4)の先進的な林業機械等の整備の採択基準2、3及び4に準ずる。
5 低コスト再造林対策 (林業・木材産業循環成長対策型)	・ 主伐との一貫作業による人工造林 ※末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む。）を対象とする。伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。 ・ 大苗エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林	1 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。 2 一貫作業システムを実施するに当たっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 3 1 施行地の面積は、0.1ha 以上であること。 4 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と

	・ 下刈り	認める事項を遵守すること。 5 一貫作業システムを実施するに当たっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。 6 野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で鳥獣被害防止施設として防護柵を設置する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。 7 本事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内は転用又は全面伐採除去を行わないこと。
--	--------------	--

6 先進的な林業機械等の整備 (花粉削減型)	先進的な林業機械等の導入	1 事業名及び事業種目欄の1の(4)の先進的な林業機械等の整備の採択基準1、2、4及び7の規定を準用する。 2 1事業費は、おおむね500万円以上であること。 3 体質強化計画において、スギ人工林伐採重点区域の市町村で施業を計画していること。 4 素材生産量の過半がスギであること。 5 合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 6 導入機種を選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。
7 民間事業者による苗木増産の支援 (花粉削減型)	コンテナ苗生産基盤施設等整備	1 体質強化計画における苗木供給事業実施主体であり、体質強化計画参画事業実施主体に苗木の供給実績又は供給見込みがあることを知事が認める者であること。 2 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

		3 1 事業費は、おおむね 50 万円以上であること。 4 原則として「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき、花粉の少ない森林への転換に必要な苗木増産のための施設であること。 5 種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機による選別種子利用者数とし、5 戸以上であること。
--	--	---

別表 2

事業名及び事業種目	補助金の算出
1 間伐対策事業（TPP 型） （1）間伐材の生産 （2）里山林の整備 （3）関連条件整備活動	事業種目毎に次に掲げる額又は事業の実施に要した経費（以下「実行経費」という。）の額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。 1 間伐材の生産及び里山林の整備 定額単価（知事が別に定める標準単価の2分の1の額とする。）に間接費相当額を加え事業実施面積を乗じた額 2 関連条件整備活動 （1）対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け 定額単価に事業実施面積を乗じた金額 （2）森林作業道整備 定額単価に開設延長（単位未満切捨）を乗じた金額 （3）鳥獣被害防止施設整備 定額単価に事業実施面積を乗じた金額 3 定額単価に加える間接費について 1に加える間接費相当額の算定については、国費充当率（2分の1）を乗じた現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は、森林環境保全整備事業単価通知のとおりとする。
（4）先進的な林業機械等の整備 （素材生産型又は造林保育型）	素材生産型については、機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量）1,000 m³当たり 200 万円（原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリッド油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合は、240 万円）とし、補助額の上限は購入価格の2分の1（林業用四輪駆動ダンプトラックについては4分の1）とする。 造林保育型については、機械購入費について、購入価格の2分の1を上限とする。

2 間伐対策事業（林業・木材産業循環成長対策型） （１）間伐材の生産 （２）関連条件整備活動	事業名及び事業種目欄の１の（１）及び（２）に準ずる。
（３）コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等又は普通苗生産基盤施設等）	コンテナ苗生産基盤施設等については、コンテナ苗の年間生産量の増加量１千本につき２０万円を事業費の上限とする。 コンテナ苗幼苗生産高度化施設等については、選別種子又は幼苗の年間生産量の増加量をコンテナ苗生産量に換算して１千本分につき２０万円を事業費の上限とする。
3 路網整備・機能強化（林業・木材産業循環成長対策型） （１）林道専用道（規格相当）の整備 （２）森林作業道の整備 （３）林道等の機能強化 （４）森林作業道の機能強化 （５）林業専用道（規格相当）の復旧 （６）機械器具の整備 （７）関連条件整備活動	次に掲げる額又は実行経費の額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。 1 林業専用道（規格相当）の整備 定額単価に開設延長（単位未満切捨）を乗じた額 また、林業専用道（規格相当）の整備の合計事業費の１０パーセントを上限として、林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。 なお、林業専用道（規格相当）の整備の合計事業費の２０パーセントを上限として、林道台帳に登載された既設林道の橋りょう、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。 2 森林作業道の整備 定額単価に開設延長（単位未満切捨）を乗じた額 3 林道等の機能強化 事業費に２分の１を乗じた額以内 ただし、機能強化（単独型）に係る事業費は、別表１に定める下限及び上限事業費

の範囲内とする。

4 森林作業道の機能強化

事業費に2分の1を乗じた額以内

ただし、事業費は別表1に定める下限以上とする。

5 林業専用道（規格相当）の復旧

事業費に2分の1を乗じた額以内

ただし、事業費は別表1に定める下限以上とする。

6 機械器具の整備

（1）レーザ計測機器整備

事業費に2分の1を乗じた額以内

一式当たり250万円を上限とする。

高精度な地形の把握等を目的とし、レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナとする。「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」（平成30年3月林野庁）に示された手法による森林情報の解析に用いるUAV搭載型又は地上型のレーザスキャナ本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）を含む。

ただし、UAV本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、研修費用等は補助の対象外とする。

（2）路網線形設計支援ソフト整備

一式当たり70万円を上限とする。

効率的な路網整備の推進を目的とし、照射密度が1平方メートル当たり4点以上のレーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアとする。

（3）3次元設計ソフト整備

一式当たり135万円を上限とする。

	路網整備における業務の効率化・省力化に向けた ICT 活用の推進を目的とした、3 次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアとする。 7 関連条件整備活動 事業名及び事業種目欄の 1 の（2）に準ずる。								
4 低コスト再造林対策（林業・木材産業循環成長対策型） （1）低コスト造林の支援 （2）機械器具の整備 （3）関連条件整備活動	1 低コスト造林の支援 （1）一貫作業システム 主伐との一貫作業による人工造林については、定額単価（知事が別に定める標準単価の 3 分の 2（事業費が 1,450 千円/ha 以下となった場合）又は 2 分の 1（事業費が 1,450 千円/ha を超えた場合）の額とする。）に間接費相当額を加え事業実施面積を乗じた額又は実行経費のいずれか低い額をもって補助金の額とする。 （2）低コスト造林 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林等の効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林については、定額単価（知事が別に定める標準単価の 3 分の 2（事業費が 1,033 千円/ha 以下となった場合）又は 2 分の 1（事業費が 1,033 千円/ha を超えた場合）の額とする。）に間接費相当額を加え事業実施面積を乗じた額又は事業の実施に要した経費の額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。 （3）下刈り 2 齢級以下の林分で行う 3 回までの下刈りについては、定額単価（知事が別に定める標準単価の 3 分の 2 の額とする。）に間接費相当額を加え事業実施面積を乗じた額又は実行経費の額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。 <table><tr><th>工種</th><th>条件</th><th>国費充 当率</th><th>定額の単価 上限</th></tr><tr><td>一貫作業システム</td><td>事業費が 1,813 千円/ha より 20%以上削減され、1,450 千円/ha 以下となった場合</td><td>2／3</td><td>966 千円 /ha</td></tr></table>	工種	条件	国費充 当率	定額の単価 上限	一貫作業システム	事業費が 1,813 千円/ha より 20%以上削減され、1,450 千円/ha 以下となった場合	2／3	966 千円 /ha
工種	条件	国費充 当率	定額の単価 上限						
一貫作業システム	事業費が 1,813 千円/ha より 20%以上削減され、1,450 千円/ha 以下となった場合	2／3	966 千円 /ha						

	上記の達成が困難な場合	1 / 2	725 千円 /ha
低コスト造林	事業費が 1,291 千円/ha より 20%以上削減され、1,033 千円/ha 以下となった場合	2 / 3	688 千円 /ha
	上記の達成が困難な場合	1 / 2	516 千円 /ha
下刈り	通常の 5 回を下回る 3 回までの下刈り	2 / 3	124 千円 /ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示。

2 機械器具の整備

1 の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等にかかる経費とする。また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

- (1) 苗木運搬用ドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む。)
- (2) 植栽に要するディブルや電動植穴機
- (3) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く。)
- (4) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む。)
- (5) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

条件	国費充当率	定額の単価上限
本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	666 千円
本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	500 千円

3 関連条件整備活動

定額単価(知事が別に定める標準単価の 3 分の 2 (1 において定額単価が標準単価の 3 分の 2 となった場合)又は 2 分の 1 (1 において定額単価が標準単価の 2 分の 1 となった場合)の

額とする。)に間接費相当額を加え事業実施面積((3)のみ開設延長(単位未満切捨))を乗じた額又は実行経費の額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。

- (1) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け
- (2) 長期受委託や基金造成等に要する経費
- (3) 森林作業道の整備
- (4) 鳥獣被害防止施設等の整備

工種	条件	国費充当率	定額の単価上限
(1) 及び (2)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	2 万 9 千円 3 百円/ha
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	2 万 4 千円/ha
(3)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	2 千 6 百円/m
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	2 千円/m
(4)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	標準単価の 2 / 3
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	標準単価の 1 / 2

4 定額単価に加える間接費について

1 及び 3 に加える間接費相当額の算定については、国費充当率を乗じた現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は、森林環境保全整備事業単価通知のとおりとする。

5 先進的な林業機械等の整備 (花粉削減型)	機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000 m³当たり 200 万円（原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリッド油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合は、240 万円）とし、補助額の上限は購入価格の2分の1とする。 ただし、原木を製品の原材料として利用する事業者又は当該事業者と連携して素材生産に取り組む者で、素材生産量の現状値が 10,000 m³以上ある場合は、素材生産量 1,000 m³当たり 300 万円とし、補助額の上限は購入価格の2分の1とする。
6 民間事業者による苗木増産の 支援（花粉削減型）	補助率は、事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数が1万本未満については10分の4以内、1万本以上5万本未満については2分の1以内、5万本以上については10分の6以内とし、上限事業費は、当該事業の完了翌年度から起算して3年目のコンテナ苗生産量における増加量1千本につき20万円とする。

別記 第1号様式（第4関係）

番 号
年 月 日

京都府知事

様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業年度別事業実施計画書の
提出について（提出）

林業成長産業化促進対策事業実施要領第4の規定により、別紙のとおり提出します。

（注）

- 1 事業実施箇所が分かる位置図を別途添付すること。
- 2 林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱別表1の1の項事業種目欄の4に規定する先進的な林業機械等の整備、同表の2の項事業種目欄の3に規定する林業機械作業システム整備、同表の2の項事業種目欄4に規定するコンテナ苗生産基盤施設等の整備、同表の4の項に規定する効率化施設整備、同表の6の項に規定する先進的な林業機械等の整備（花粉削減型）及び同表の7の項に規定するコンテナ苗生産基盤施設等整備については、林業成長産業化促進対策事業実施要領の運用に定める計画書、費用対効果分析計算書及びその他参考資料（事業実施主体が条件を満たしていることが明確に分かる資料等）を別途添付すること。

第2号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業早期着手届

下記の事業について、別記条件を承諾の上早期に着手したいので、林業成長産業化促進対策事業実施要領第8の規定により届け出ます。

記

1 事業名

2 事業主体

3 実施箇所

4 実施内容

(1) 事業量

(2) 事業費

5 着手予定年月日 年 月 日

6 完了予定年月日 年 月 日

7 早期の着手が必要な理由

別記条件

- 1 本事業については、着手から補助金交付指令を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- 2 補助金交付指令を受けるまでの間において天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。